

## 第2回大阪府地方独立行政法人評価委員会 議事要旨

- 1 日時 平成17年1月21日(金)14時～15時52分
- 2 場所 プリムローズ大阪2階 鳳凰(東)
- 3 出席委員 奥林委員、服部委員、宮嶋委員、山谷委員  
(永田委員は欠席。永田委員からの事前意見は会議の場で配布)
- 4 議題 (1)大阪府の地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について  
(2)公立大学法人の中期目標・中期計画の素案について  
(3)公立大学法人の業務方法書の素案について  
(4)その他

### 5 議事概要

#### (1)大阪府の地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

資料説明の前に、委員長から「評価の基本的な考え方について」の位置づけについて、次のとおり説明があった、

- ・基本的な出発点として、評価委員会というのはどういうことを、どういうスタンスでやるのか、を確認すべき。評価委員会の共通認識を持つために、評価の基本的な考え方を議論したい。

事務局から資料1「大阪府地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について(案)」を読み上げた後、意見交換に入る。

委員からの意見は次のとおり。

- ・審議を重ねる過程で、更に盛り込むべき事項や、内容の修正などもあると思われるので、確定版とせず、次回委員会を含め討議の過程で出てくる意見などを検討し、ある程度期間をかけ、確定したほうがよろしいのではないかと。
- ・全体的によくできている。差し当たって、ここをどうこうということはない。「もう少し議論させてほしい」という意見もあり、今回は決定せず、次回の2月の委員会、あるいは遅くとも4月、5月の年度始めまでには議論を終結させることとした。

#### (2)公立大学法人の中期目標・中期計画の素案について

<各委員からの意見に対する考え方について>

委員長から、前回の議論を踏まえ、公立大学法人の特性について再確認するとともに、次のとおり補足説明があった。

- ・公立大学の評価を、行政機関と同じフォーマットでしようということにはなっているが、学術研究の特殊な役割、性格から、大学の自主的な活動をできるだ

け尊重するという原則を考慮すべき。その上で今回の中期目標・中期計画の素案を議論したい。

事務局から、資料2-1「中期目標素案・計画素案作成に当たっての基本的な考え方について」を読み上げた後、資料2-2「中期目標素案・中期計画素案等に対する指摘事項」(委員からの意見とこれに対する考え方)及び別紙1~3を説明。資料の説明について、委員からは次の意見があった。

- ・委員からの意見に対してていねいに対応をしていただいていると感じている。
- ・資料2-2の2ページの一番最後の「学生の協力、参画について」の対応として、可能な限り対応を図りたいと書いてあるが、こういうこと自身が、中期計画の中で具体的に文章化されるということか。何らかの形で文章化しておけば、それが評価の対象になる。また、それが年度計画の中できちんと具体的な作業について検討することになるのではないか。
- ・法人の取り組みとして、数字による目標を中期計画、年度計画で明らかにすることは非常によいと思う。
- ・評価の際に水掛け論にならないよう、何らかの目安を年度計画などで入れていただければ、後で評価がやりやすい。
- ・「学生へのアンケートの実施」について、学生の大学運営に対する関心を喚起するという意味、あるいは協力してもらおうという意味合いと、現状の教育研究水準、あるいは学生サービスの水準、そういったことについて学生がどういうふうに評価しているか、という意味で、教育研究水準の質の向上の一つの指標になるのではないか。今後学内で検討されてはいかがか。
- ・1ページのロイヤリティの項目に関して、今府立大学に限らず、いろいろな大学が特許関係のことに力を入れており、産学連携など、一般企業及び大学及び各研究機関及び学者さんたち等が非常に関心を持っている項目である。ロイヤリティ収入とか知的財産といった項目を計画に織り込まれる限りは、評価委員会だけでなく、府民の皆さんも関心を持っておられるのではないか。
- ・給料を削減するとか、先生の数を減らすとか、そういう部分だけではなくて、独立行政法人制度というのは、頑張った方にはそれなりに報いるという、そういう仕組みがあると思うが、そこのところのご配慮も忘れないように評価のあたりでお願いしたい。
- ・数値目標を具体的に設定する大学の姿勢は大変すばらしいと思う。今後、数値目標に関しての府立大学の現状との関係、社会・環境との妥当性などから説明していかなければならないこともあると思うので、そのための準備をお願いしたい。

上記の委員からの意見に対する回答は次のとおり。

- ・「学生の協力、参画について」については、中期計画等においてすでに記述面があるが、評価の具体的な根拠となるような文章化については今後検討する。
- ・「学生アドバイザー等との緊密な連携」の項目について、十分なバックデータを用意し、体制や進行年次を検討している。水掛け論にならないよう十分配慮し

ている。

- ・教育に対して学生がどのように考えているか、という点に関しては、FD（ファカルティデベロップメント）を積極的、組織的に進めることとしており、総合教育研究機構で実施する。また、大学運営について学生に関心を持ってもらうために、現在、学生提案箱を設けているが、学生の意見を取り入れることについてはいろいろ考えていきたい。
- ・産学官連携が、実は大学にとって、これまでの教育・研究という責務に加えて、社会貢献ということが強く求められることになることと強く認識している。法人化に当たっては、産学官連携機構を新たに設置し、担当理事を外部から招聘する。
- ・本当にこういうロイヤリティ収入がどれだけ上がってくるかというのは、具体的に明らかにすることはできないが、今後それらも十分に配慮しながら、大学運営を進めていきたい。
- ・研究費に対する傾斜的配分についてはかなり配慮していこうということで、今作業を進めている。他大学の状況なども参考にして、取り入れていくべきであるというふうに考えている。

#### < 公立大学法人に対する配慮について >

意見交換の際、第1回委員会の議論、中期目標等の素案に対する委員からの意見に対して、次のとおり、大学側から意見提示があった。

- ・行政法人と大学法人というのは根本が違うということを十分に認識していただきたい。全く混同して、あるいは大学法人を評価するに当たって、行政法人の評価だというふうな認識のもとになされている議論に違和感を覚えた。
- ・大学に対する特別の配慮を必要とする精神は、国立大学も公立大学も共通。したがって、評価の関係で言えば、教育研究については、評価委員会が直接評価せず、代わりに7年に1度認証評価機関による認証評価が義務付けられており、また、中期目標等の策定手順も根本的に異なる。
- ・原案の作成にあたっては、数値目標も少しでも多くする努力をぎりぎりのところまでやった。先行している国立大学法人の事例と比べてもご認識いただけると思うが、数値目標もかなり多く取り入れている、と思っている。
- ・前回の委員会において、3年間での見直しの議論が強く出されたが、法第78条において公立大学法人の中期目標期間は6年間と規定されており、それ以外を導入することは法律違反となる。その点をご認識いただきたい。

大学からの意見に対し、委員からは次の意見があった。

- ・公立大学法人とすれば大変努力をしておられることは十分理解できる。今までの3つの大学が1つにまとまり、しかも独立行政法人としての目標を掲げて努力しなければいけないという、全く新しい仕組みの中で大学経営をやっていかねばいけない。そういう状況に置かれて、皆さんは膨大な努力をしておられるという気持ちは痛いほどわかる。
- ・今の世の中全体の動きを見ていくと、行政改革の中で、新しい方向にどのよう

に改善していくかということで、従来のいろいろな組織がそれぞれに苦労している。そのところを同時に理解していただき、目標に向かって作業をお願いしたい。

- ・大阪府立大学にお子さんが入っていない方で、大阪府に税金を納めている人たちがどう見ているか、というのが一番大きな問題。外部の評価というのは、外部からの批判の目に耐えられるかどうかということであり、そうした評価の視点も若干入れていただきたい。学生等の利害関係者に対する評価は外部に対して余りアピールしないところがあるので、そうしたところを評価のときにどこか視点に入れていただきたい。

さらに、委員からの意見に対して、大学側から次のとおり回答があった。

- ・大阪府民の税金で賄われているという点から、今後どのような視点で具体的に応えていけるかということも踏まえて、検討していきたい。

#### < 知事に対する意見について >

委員からの意見に対する考え方、さらに今回委員から出された意見に関して反映すべき点を確認の上、委員会として知事に対して文書で示すべき意見がないか否か、また、委員会で議論した点について附帯意見として付けるべきか否か、について審議した。

委員からの意見は次のとおり。

- ・国の事例でも、大体1～2行だけで「適当と認めます」とか、そういうかたちになっている。わざわざ何か意見を書くまでもないのではないか。
- ・委員会での検討経過も公開されることから、それで十分である。年度計画が非常に重要だということでは皆さんのコンセンサスがあり、その辺も議事録に恐らく記載されるので、結構かと思う。

中期目標・中期計画の素案について、知事に対する意見としては、「特に意見なし」とすることで合意した。

#### (3) 公立大学法人の業務方法書

事務局から、資料3「公立大学法人大阪府立大学の業務方法書(素案)」について説明があり、業務方法書の素案については「特に意見なし」とすることで合意した。

#### (4) その他

##### < 評価の意義、評価委員会の役割について >

(1)で議論した「評価の基本的な考え方」に関連して、委員長から、評価の意義、評価委員会の役割等について、次のとおり、意見の提示があった。

- ・「評価の基本的な考え方について」の「評価委員会の基本方針」の中に、「中期目標とか中期計画の達成状況を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等について多面的な観点から総合的評価を行い、組織・業務等について改善すべき点を明

らかにし、評価を通じた法人の質的向上に資すること」とあるが、これが1つの課題となる。

- ・自己評価報告書のような書類作成は膨大な作業となるが、これを作成することにより、自分たちが置かれている組織の客観的な状況が明確になるとともに、その中で自分たちは何をどう改善すべきか、ということが明確になる。つまり、自己改革、あるいは自己変革の一つの足がかりになれば、それは一つの役割としていいのではないか。
- ・独立行政法人というのは、一面では外部評価という形はとってはいるが、しかし一面では、組織が自己変革、自己改善することによって府民の生活が良くなる、あるいは行政サービスの質が向上する、こういうことが最終目標としてあるというふうに考えている。
- ・その中で、外部評価委員会の役割というのは、評価のための評価をするのではなくて、むしろ府民の立場、あるいは世の中の動きを踏まえた上で、それぞれの法人がどういう方向を自己改革としてなすべきなのか、そして、それが果たしてできているかどうかというのを一つの評価の対象としていくというのが、我々の社会的役割ではないかと考えている。
- ・委員、法人とのやりとりを通じて、我々の委員会も社会的なミッションみたいなものをより明確にし、この委員会で一つの共通の認識、共通の価値観が形成されれば、社会に役立つことができるのではないかと考えている。

#### < 第3回委員会に関する確認 >

事務局より、次回委員会の議事項目について次のとおり確認するとともに、開催日程について2月21日(月)14時から開催することを確認した。

- ・中期目標・中期計画の素案について(17年度当初予算案での確定事項を含めて説明)
- ・知事に対する意見書について(今回「特段の意見なし」と合意したことを踏まえ、意見書の案を提示)
- ・評価の基本的な考え方について(委員の意見を踏まえて修正した後、再度議論)